

諮問日：平成29年6月5日（平成29年度（最情）諮問第27号）

答申日：平成29年10月2日（平成29年度（最情）答申第38号）

件名：司法修習生採用選考審査基準の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生考試に不合格となった者を再び採用する際の、最高裁判所及び司法研修所内部の事務手続が分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「司法修習生採用選考審査基準（平成28年6月1日付け）」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、これを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年5月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生考試に不合格となった者が再び採用される場合、司法修習生考試の初日の日付で採用されるなど独特の手続が存在する。そのため、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書に該当する文書は、本件開示文書である。

司法修習生であった者が考試を再度受験するためには、採用選考申込み及び採用選考を経て、再採用される必要があるところ、この再採用については、本件開示文書に基づいて審査される。したがって、本件開示文書以外に司法行政

文書を作成し、又は取得する必要はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月21日 審議
- ④ 同年9月29日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書には、司法修習生の採用選考における審査基準が記載されているところ、その記載内容を踏まえて検討すれば、司法修習生であった者が試験を再度受験するために再採用される際には、本件開示文書に基づいて審査が行われるのであり、本件開示文書以外に司法行政文書を作成し、又は取得する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人